

桑名市文化協会育成補助金Q&A

【Q 1】どのような事業で申請できますか。

A ; 桑名市の芸術文化振興のため、文化協会会員が企画し、主催または共催して行う事業なら全て申請できます。

ただし、宗教的または政治的な宣伝意図を有しないもの、人権を損なわないものとします。

【Q 2】今年度の新入会員ですが、申請できますか。

A ; できません。対象は、当該年度 4 月 1 日をもって在籍一年以上の会員です。

【Q 3】会場が市外なのですが、申請できますか。

A ; できますが、原則として桑名市内を中心とした事業を交付対象としているため他地域で開催する事業については、理事会で事業内容を審査したうえで交付対象事業とするか判断します。

【Q 4】他団体との共催でも申請できますか。

A ; 相手が桑名市文化協会会員で、申請資格がある団体であれば、通常通りの審査になります。

ただし、申請資格のない団体との共催については、会員の負担分の割合による申請額で協議をします。

【Q 5】他の補助金との併願は、できますか。

A ; できます。收支予算書の「他からの補助金・助成金」の欄に記入し、申請してください。

対象経費より他からの補助金・助成金など、収入の総額 1 / 4 を差し引いた額の 80% を申請額とみなして審議します。

【Q 6】領収書は原本を提出するのですか。

A ; はい、原本を提出してください。団体の記録としてはコピーを保存してください。他の助成金などの提出で原本が提出できないときは、一度原本とコピーと両方を提出して審査を受けた上で、原本の還付を受けてください。

【Q 7】毎年助成金はもらえますか。

A ; 原則として助成申請の可能な回数は 3 年に一度ですが、申請者の合計補助金額が規定の金額に満たないときは、その限りではなく、2 次時募集いたします。

【Q8】 どのような費用が対象経費になりますか。

A ; 運用規定の第4条の別表1のとおりです。特に以下の点に留意してください。

- ① 出演・音楽・文芸費及び謝金は、活動の構成上、その出演などが不可欠な場合で、外部に依頼した講師・指導者・出演者・司会者・執筆者・手伝者への謝礼のみとし、交通費・宿泊費・食糧費は含まない。ただし、主催者・共催者内部の日常的な講師・指導者・出演者・執筆者・手伝者は外部に含まない。
- ② 衣装費は、当該事業にのみ必要な場合に限る。
- ③ 会場使用料は、付属使用料を含み、本番とリハーサル一回分のみ。

【Q9】 どのような費用が対象外経費ですか。

A ; 上記以外の経費です。例えば、

- ・団体の恒常的な人件費や運営費（電気・ガス・水道・電話・事務用機器・机・椅子など）
- ・食糧費すべて（打ち上げ代・出演依頼を含む食事代・打ち合わせ時の茶菓など）
- ・交際費（土産・差し入れ・香典・祝金・礼状・花代など）
- ・参加者各自に帰属するもの（参加者の記念品代・記念写真代など）
- ・備品購入費
- ・練習や打ち合わせにかかる経費
- ・団体の構成員にかかる謝金・旅費など
- ・賞金・賞品にかかる経費
- ・その他、請求書や領収書が徴収できないもの

【Q10】 春と秋に同じ名前で事業を行う場合、それを一事業と考えて2回分を一度に申請できますか。

A ; できますが、開催が連続していない事業は、理事会で事業内容を審査し判断します。

【Q11】 1つの部門には長期間入会しています。新たに別の部門に今年入会したが、その場合新たに入会した部門で、来年の申請ができますか。

A ; できません。入会している部門での対象は、当該年度4月1日をもって在籍一年以上の会員です。

【Q12】 当該年度の領収書とは？

A ; 補助対象年度の4月1日から3月31日を指します。